

令和7年度 美作市家庭の省エネ促進事業補助金制度の手引き

美作市では、脱炭素社会実現のため、再生可能エネルギー発電設備、省エネ機器、電気軽自動車に対する導入費用の一部を助成します。

対象機器ごとに条件や補助金額が異なりますので、本手引きをご確認のうえ、申請手続きをお願いいたします。

手引き目次

I. 受付	2
II. 留意点	2
III. 機器ごとの条件、補助金額	
1. 高効率給湯器	3～
2. 窓断熱	5～
3. 定置型リチウム	7
4. V2H充放電設備	8
5. 電気軽自動車	9

I 受付について

1. 受付日時 令和7年5月1日～令和8年1月30日(土日祝、年末年始除く)
8時30分から17時15分
2. 受付場所 (1) 美作市役所 市民生活部 環境対策課
(2) 各総合支所
3. 問合せ先 美作市市役所市民生活部環境対策課 0868-72-5202
4. 注意事項 (1)先着順での受付となります。
(2)予算額に達し次第、終了します。
(3)郵送での提出は受け付けておりません。

II 留意事項

1. この手引きは、美作市家庭の省エネ促進事業補助金交付要綱の内容を簡潔に記載したものです。申請前に要綱を必ずご一読ください。
2. 補助対象は、個人が購入したものに限ります。事業者、法人による購入は対象外となりますので、ご注意ください。
3. 申請は、補助対象機器購入後に行ってください。事前申請、予約は受付しておりません。
4. 書類の記載事項や添付書類漏れがないかご確認ください。書類に不備、添付書類不足があれば受理しません。
5. 添付書類の確認は、チェックシートをご活用ください。
6. 補助対象経費はすべて税抜きのものとなります。
7. 国のGX志向型住宅及びZEHの補助を受けている場合は、当該制度の補助対象機器等を一体的に整備することとなるため、国庫補助の経費を分離して控除することができないため、この制度は利用できません。

Ⅲ 機器ごとの要件・補助金額等

1. 高効率給湯器

(1)補助金額 補助対象経費から国等の補助金を除いた額に、3分の1を乗じた額
(上限 10 万円)※補助金額の千円未満は切り捨て

(2)補助対象機器(未使用のものに限る)

次の機器で、当該年度の4月1日以降に購入又は設置したものであること。

- ①電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)
- ②潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)
- ③潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)
- ④ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

(3)補助対象者の要件

- ① 市税を滞納していないこと。
- ② 補助金を受ける年度において、市内に住所を有し、かつ市内に存する住宅に居住するものであって、当該住宅に補助対象機器を設置したものであること。
- ③ 市内業者と補助対象機器の設置工事等に係る契約を締結し、又は市内業者の施工により補助対象機器を設置した者であること。
- ④ 同種の補助対象機器に対し補助金の交付を受けていないこと

(4)補助対象経費

補助対象機器本体、付属機器、設置工事費の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)

(5)必要書類

- ①補助金申請書
- ②補助対象経費の内訳が確認できる書類
- ③市税の滞納がないことを証する書類(発行後 30 日以内のもの)
- ④申請者の住民票の写し
- ⑤国又は国から委託を受けた団体による補助を受けた場合、その額が確認できる書類
- ⑥代金を支払ったことが確認できる書類(領収書等)
- ⑦製品の型式名、製造番号の確認できる保証書の写し又は工事施工証明書
- ⑧補助対象機器の設置状況が確認できるカラー写真
- ⑨補助対象機器の型式名及び製造番号が確認できるカラー写真

2. 窓断熱

(1)補助金額 補助対象経費から国等の補助金を除いた額に、3分の1を乗じた額
(上限 10 万円)※補助金額の千円未満は切り捨て

(2)補助対象機器(未使用のものに限る)

- ①当該年度の4月1日以降に購入又は設置したものであること。
- ②公益財団法人北海道環境財団が既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象としている製品であって、既築住宅への導入であること。
- ③ガラス交換(既存窓を利用してガラスのみを交換するもの)、内窓設置(既存 窓の内側に新たに窓を設置するもの又は既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換するもの)、外窓交換(既存の窓を取り除き新たな窓に交換するもの)のいずれかに該当すること。なお、ガラス交換及び外窓交換は、複層ガラス又は三層ガラス製品への交換とする。

(3)補助対象者の要件

- ① 市税を滞納していないこと。
- ② 補助金を受ける年度において、市内に住所を有し、かつ市内に存する住宅に居住するものであって、当該住宅に補助対象機器を設置したものであること。
- ③ 市内業者と補助対象機器の設置工事等に係る契約を締結し、又は市内業者の施工により補助対象機器を設置した者であること。
- ④ 同種の補助対象機器に対し補助金の交付を受けていないこと

(4)補助対象経費

補助対象機器本体、付属機器、設置工事費の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)

(5)必要書類

- ①補助金申請書
- ②補助対象経費の内訳が確認できる書類
- ③市税の滞納がないことを証する書類(発行後 30 日以内のもの)
- ④申請者の住民票の写し
- ⑤国又は国から委託を受けた団体による補助を受けた場合、その額が 確認できる書類
- ⑥代金を支払ったことが確認できる書類(領収書等)
- ⑦製品の型式名、製造番号の確認できる保証書の写し又は工事施工証明書
- ⑧補助対象機器の設置状況が確認できるカラー写真
- ⑨補助対象機器の型式名及び製造番号が確認できるカラー写真

3. 定置用リチウムイオン蓄電池

(1)補助金額 補助対象経費から国等の補助金を除いた額に、3分の1を乗じた額
(上限 10 万円)※補助金額の千円未満は切り捨て

(2)補助対象機器(未使用のものに限る)

- ①当該年度の4月1日以降に購入又は設置したものであること。
- ②一般社団法人環境共創イニシアチブが戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業において補助対象としている機器であること。

(3)補助対象者の要件

- ① 市税を滞納していないこと。
- ② 補助金を受ける年度において、市内に住所を有し、かつ市内に存する住宅に居住するものであって、当該住宅に補助対象機器を設置したものであること。
- ③ 市内業者と補助対象機器の設置工事等に係る契約を締結し、又は市内業者の施工により補助対象機器を設置した者であること。
- ④ 同種の補助対象機器に対し補助金の交付を受けていないこと

(4)補助対象経費

補助対象機器本体、付属機器、設置工事費の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)

(5)必要書類

- ①補助金申請書
- ②補助対象経費の内訳が確認できる書類
- ③市税の滞納がないことを証する書類(発行後 30 日以内のもの)
- ④申請者の住民票の写し
- ⑤国又は国から委託を受けた団体による補助を受けた場合、その額が確認できる書類
- ⑥代金を支払ったことが確認できる書類(領収書等)
- ⑦製品の型式名、製造番号の確認できる保証書の写し又は工事施工証明書
- ⑧補助対象機器の設置状況が確認できるカラー写真
- ⑨補助対象機器の型式名及び製造番号が確認できるカラー写真

4. V2H 充放電設備

(1)補助金額 補助対象経費から国等の補助金を除いた額に、3分の1を乗じた額
(上限 10 万円)※補助金額の千円未満は切り捨て

(2)補助対象機器(未使用のものに限る)

- ①当該年度の4月1日以降に購入又は設置したものであること。
- ②一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「NeV」という。)がクリーンエネルギー自動車導入事業(以下「CEV 補助金」という。)において補助対象としている V2H 充放電設備であること。

(3)補助対象者の要件

- ① 市税を滞納していないこと。
- ② 補助金を受ける年度において、市内に住所を有し、かつ市内に存する住宅に居住するものであって、当該住宅に補助対象機器を設置したものであること。
- ③ 市内業者と補助対象機器の設置工事等に係る契約を締結し、又は市内業者の施工により補助対象機器を設置した者であること。
- ④ 同種の補助対象機器に対し補助金の交付を受けていないこと

(4)補助対象経費

補助対象機器本体、付属機器、設置工事費の合計額(消費税及び地方消費税の額を除く。)

(5)必要書類

- ①補助金申請書
- ②補助対象経費の内訳が確認できる書類
- ③市税の滞納がないことを証する書類(発行後 30 日以内のもの)
- ④申請者の住民票の写し
- ⑤国又は国から委託を受けた団体による補助を受けた場合、その額が確認できる書類
- ⑥代金を支払ったことが確認できる書類(領収書等)
- ⑦製品の型式名、製造番号の確認できる保証書の写し又は工事施工証明書
- ⑧補助対象機器の設置状況が確認できるカラー写真
- ⑨補助対象機器の型式名及び製造番号が確認できるカラー写真

5. 電気軽自動車

(1)補助金額 補助対象経費から国等の補助金を除いた額に、3分の1を乗じた額
(上限 10 万円)※補助金額の千円未満は切り捨て

(2)補助対象機器

- ①当該年度の4月1日以降に購入したものであること。
- ②NeV が CEV 補助金において補助対象としている軽 EV であること。
- ③未登録車であること。

(3)補助対象者の要件

- ①市税を滞納していないこと。
- ②補助金を受ける年度において、市内に住所を有しているもの。
- ③補助対象機器を自ら使用する目的で購入し、所有者又は使用者として記載されている者であること。
- ④市内業者との契約により補助対象機器を購入したものであること。
- ⑤同種の補助対象機器に対し補助金の交付を受けていないこと

(3)補助対象経費

補助対象機器本体の購入費の額(消費税及び地方消費税の額を除く。)

(4)必要書類

- ①補助金申請書
- ②補助対象経費の内訳が確認できる書類
- ③市税の滞納がないことを証する書類(発行後 30 日以内のもの)
- ④申請者の住民票の写し
- ⑤国又は国から委託を受けた団体による補助を受けた場合、
その額が確認できる書類
- ⑥代金を支払ったことが確認できる書類(領収書等)
- ⑦自動車検査証の写し
- ⑧割賦販売契約書の写し(割賦契約の場合に限る。)